神奈川、昭43不４、昭47．８．18

命　　令　　書

申立人　　X

被申立人　　日本アイ・ビー・エム株式会社

主　　文

1　被申立人は、申立人に対する昭和42年11月15日づけの部品計画第二課よりＩ／０組立第二課への配転命令を取り消し、申立人を原職（組織変更された現在のＭＬＣ課）に復帰させなければならない。

2　申立人のその余の救済申立を棄却する。

理　　由

第１　認定した事実

1　当事者

⑴　被申立人日本アイ・ビー・エム株式会社（以下「会社」という。）は昭和12年日本ワトソン統計会計機械株式会社として設立され戦時中一時活動を中止したが昭和25年日本インターナショナル・ビジネス・マシーンズと社名を変更業務を再開し、昭和34年社名を日本アイ・ビー・エム株式会社と改称、肩書地に本社を、東京、大阪、名古屋等全国各地に営業所、出張所、工場、データ・センター等を有し、ＩＢM電子計算組織、穿孔カード計算処理組織の製造、輸出入、販売ならびに賃貸、電子式タイプ計算機、磁気元帳会計機の輸入販売賃貸等の業務を営む外資会社である。

⑵　申立人Ｘ（以下「Ｘ」という。）は昭和34年４月１日会社に入社し、同年８月日本

アイ・ビー・エム従業員組合（以下「組合」という。）に加入し現在藤沢工場Ｉ／０組立第二課に所属しケーブル束線作業に従事している。

２　組合結成とその後の労使関係の推移

⑴　昭和34年５月、組合が結成され当時の従業員768名中約380名が組合に加入した。

組合は、昭和35年年末一時金に関する会社の回答を不満として、同年11月25日より12月１日まで全面ストライキを実施した。これに対し会社は、高度の技術を有し、賃貸機械の補修等を１分きざみに要求される特殊な営業を営なんでいたので、この全面ストライキが重要な顧客に迷惑を与えたとして労務担当者を更迭させ、会長まで交替しその陣容を一変した。

また、昭和36年６月、会社は前記ストで影響の大きかったカストマーエンジニア中に５人に１人の割で非組合員である課長待遇係長制をしき、この結果約300名のカストマーエンジニアのうち約50名が一時に課長待遇係長となって組合を脱退した。

⑵　会社は、昭和37年１月組合書記長Ａ１を東京第二営業所より福岡営業所に、同年２月前組合委員長Ａ２を東京第一営業所より名古屋営業所にそれぞれ配転した。組合は、これらの配転は不当労働行為であるとして同年５月東京都地方労働委員会に申し立てたが、翌38年２月和解により解決した。

⑶　会社は、昭和39年12月特別昇給制度を実施し、昭和42年この制度中上限の制限を撤廃した。この制度は年功序列給を基盤に職務、業績、執務態度の要素を加味した公平なものであり、学歴、勤続年数に応じた最低保障給制度でもあるとの会社の説明にもかかわらず、組合は、この制度は組合員を差別することにより組合からの脱退をはかるものとして強く反対した。これら主張の当否はおき、この制度実施後１年で約500名の組合員が脱退した。

⑷　会社が昭和41年から昭和42年にかけて、職制に組合切りくずしの目標を与え、目標不達成のときは始末書を提出させて次の目標達成を誓わせた事実や詳細な全社的組合員移動リストを作成していたことからみて、会社はかなり組織的に組合脱退勧誘を行なったものと認定せざるを得ない。

この間、組合員の数は昭和37年当時1,600名を上まわっていたが、特別昇給制度実施時には約1,300名に減少し、さらにその後も急激に減少して昭和42年当時には400名を下まわるに至った。

3　Xの組合活動

Xは、昭和34年組合結成後まもなく組合に加入し、昭和39年７月以降昭和41年７月まで組合の職場委員、引続き支部執行委員となり、昭和45年以降中央執行委員になっている。

Xは、職場委員当時から職場新聞「オッス」の発行配布、組合機関誌「かいな」、支部機関誌「あゆみ」の配布、組合への資金カンパ等を担当していたのみでなく、非組合員の多い同人の職場で組合の宣伝活動を積極的に行なっていた。

4　Xの職場離脱

昭和42年５月26日午前10時30分ごろ、Xは仕事上の書類コピーをとるため自席を離れ右業務をおえて自席に戻る途中、下請会社のアイエス商事より出向の女子事務員に呼びとめられ、組合主催のバスハイクの集合場所を教えてほしいと頼まれた。Xは女子事務員２名に集合場所の地図をかいて説明したため自席に戻るのが数分間おくれた。その状況を目撃していたＢ１資材部長（以下「部長」という。）はＢ２部品計画第二課長（以下「課長」という。）を通じ注意したところ、Xは直接部長に面会を求め、「組合主催のバスハイクの説明をしていただけで５分と話していなかったではないか。ふだんある程度許されていたのに今回なぜ注意されるのか。」と強く抗議したので、部長は「時間内の組合活動は認められないからそういうことはしてはならない。そのような態度をとり続けるなら相当な処分をすることになる。」旨答えた。

これに対しXは謝罪の意を表することなく、さらに強く抗議を続けて退席した。

5　譴責処分および賃金カット

Xの前記職場離脱につき、所属長である課長はXに対し昭和42年５月30日譴責処分をなし、始末書提出を命じたが、本人はこれに応じなかった。

会社は、Xの前記職場離脱時間を本人の申し分も参考として３分と認定し、給与規程

第28条（時間割賃金）第２号を準用し、Ｘの本給63,500円の３分間に相当する金額を算出し、翌６月分給与より19円をカットした。

６　配置転換について

会社は、昭和42年11月15日づけでＸに藤沢工場生産管理部部品計画第二課より同工場製造部Ｉ／０組立第二課への配転を命じた。

Ｘは、この配転命令は不当労働行為であるとして上司に交渉したが容れられず一応それに従った。

第２　判断および法律上の根拠

１　譴責処分と賃金カットについて

Ｘは、「通常行なわれているわずか数分間の立ち話をとらえて、職場離脱であり勤務時間内の組合活動であるとして、今回に限ってきびしく懲戒処分や賃金カットを行なったのは、申立人が組合員であり、その活動家であることを理由とする不利益取扱であって、就業規則上も、会社のあげる第13条第９号及び第12号のいずれにも該当せず、また賃金カットの規定もない。また、３分間の賃金は18円35銭であるのに19円をカットしたことは、会社の認定した労働力不提供の限度を越えており減給の制裁として扱うべきものであり、この点でも違法である。」旨主張するので以下判断する。

Ｘの本件職場離脱は、前記認定のとおり、故意に行なわれたものでなく自席にもどる途中リクリエーションに関し他社従業員に説明を求められたため数分間遅れたものであったにしても、かかる行為は、組合活動といえども当然に許されるものではないのであって、まして上司の口頭注意に対して同人が承服しないばかりでなく、かえって強く注意されるいわれはないとして反抗的態度を示したのであれば、会社としては、社内秩序維持のため就業規則第13条第９号および第12号に該当するとしてやむなく懲戒せざるを得なくなったものと認められる。その譴責処分は、始末書を提出させ将来を戒しめるにすぎない最も軽いものであって、Ｘが組合活動家なるの故をもって、故意に重い懲戒処分をなしたとも見られないので、不当労働行為には当らないものと判断する。

また、わずか３分間につき賃金カットしたことについては、通常の民間会社において

は異例なことであり些細なことを誇大に取りあげたかのようにも見えるが、会社は外資系の特殊な株式会社であって、残業手当についても分単位の計算で支払っており、現にＸ本人も昭和42年６月に５分間の申告をして手当の支払を受けていることからみて特別の措置とは認められないのであって、Ｘが現に数分間勤務についていなかったことは事実であり、会社が、これを職場離脱として取り扱う以上、少なくとも、３分間としてこれに相当する賃金19円をカットしたことも、あえて異とするに足りず、申立人の請求は認め難い。

なお、計算上正確には18円35銭であったのを端数を切り上げて19円としたことについても、その程度をもって特に不利益取扱をなしたとは認め難い。

２　配置転換について

本件におけるＸの配転先Ｉ／０組立第二課におけるＸの作業は、前職とくらべてケーブル束線作業という単純な作業であって、かかる配転は左遷的なものとみられるうえ、会社において前例の少ないものであった。これについて会社は.、「Ｘの業績が極めて悪く正常な業務が遂行できない状態のため、本人の将来も考え、やむなくより適した業務に転換させたものであり、不当労働行為等を論ずる余地はまったくない。」と主張するので判断する。

なるほど、Ｘが部品計画第二課（含む部品計画課）のキイ・ボード関係業務担当当時、若干の部品の過不足や調整遅れのあったことは認められるが、会社の主張するほどの事態が発生したとは考えられず、会社の部品計画業務全体が必ずしも正確にコントロールされていなかったところから、その責任がＸのみにあったとも認定できない。また、同課のＭＭＯの担当となった昭和41年６月以降、苦情のあったプラグワイヤ等の部品中、出庫ミスないし発注ミス等のあったことも認められるが、さして実害もなく、これとてもＸのみの責任とも認め難い。

以上のように、本件配転は左遷的なものとみられ、かつその左遷の理由が必ずしも首肯しえないものであるばかりでなく、前記認定した事実にみられるように、労使関係悪化の下において、Ｘは生産管理部におけるわずか２名の組合員の１人であり、その組合

活動にはかなり顕著なものがあり、さらに会社が職制をして組織的に組合脱退工作を手がけたことが疑いなき事実と認められる以上、本件配転はＸの組合活動を嫌悪しことさら不利益な異動を行なったものと認めざるを得ず、この会社の行為は労働組合法第７条第１号に該当する不当労働行為と判断する。

よって当労働委員会は、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条の規定により主文のとおり命令する。

昭和47年８月18日

神奈川県地方労働委員会

会長　福　田　四　郎